

# 社会保障審議会・障害者

## 部会第43回資料から

### ( その4 )

平成20年11月6日

山 崎 國 治

1 「その1」では、障害者部会の開催状況を第41回まで紹介しました。

今回は、第38回以降について、再度、整理しておきます。

第38回 平成20年9月10日 「障害児支援」

第39回 平成20年9月24日 「地域生活支援」

第40回 平成20年10月8日 「相談支援」

第41回 平成20年10月22日 「就労支援・所得保障」

第42回 平成20年10月31日 「障害者の範囲・利用者負担」

第43回 平成20年11月6日 「個別支援①～⑥」

「その1」の5頁で紹介しました「障害者自立支援法の見直しに係る主な論点(案)」も、「報酬」を残して、すべての項目について一応の審議が終わったこととなります。

「その4」では、11月6日の会議に提出されました「個別論点」の「サービス体系」と「障害程度区分」について紹介いたします。

2 「個別論点」における全体の資料構成の頁数は、つぎのとおりです。

項	目	資料	参考資料	計
---	---	----	------	---

サービス体系	1 6	1 2	2 8
障害程度区分	1 1	5	1 6
地域生活支援事業	1 2	1 3	2 5
サービス基盤の整備	6	2 0	2 6
虐待防止・権利擁護	6	1 4	2 0
介護保険制度との関係	2	9	1 1
計	5 3	7 3	1 2 6

### 3 サービス体系

#### (1) サービス体系の在り方

「現状①」では、障害者自立支援法のサービスの概要説明を行っています。

「現状②」では、「日払い方式」を採用した考え方を述べています。

「現状③」では、「日中と夜間」の区分について、昼夜分離の考え方を述べています。

「課題」として、「日払い方式」から「月払い方式」に戻すべきとの意見について、問題点を指摘し、「論点案」では「利用者本位の観点から日払い方式等のサービス体系は維持しつつ、サービス事業者の安定的な運営が可能となるよう、報酬改定等において必要な措置を講じていくべきではないか」と指摘しています。つまり、日払い方式を継続していく前提で、論議が進められることとなります。

#### (2) 新体系への移行

「現状」説明は、次の3点です。

旧法に基づく施設は、平成24年3月末までに、新体系に基づく事業に移行する。

平成20年4月1日現在、旧法からの移行は全体で28、2%である。

○身体障害 31、4% ○知的障害 25、4% ○精神障害 36、2%が新体系に移行している。

新体系移行支援としての都道府県基金事業を行っている。

「課題」は、新体系への移行は引き続き促進することが必要。入所授産施設が新体系の障害者支援施設へ移行した場合に、現在入所している者は平成24年3月末までは、「施設入所支援」と「就労継続支援」を組み合わせ利用できるが、その後は認められない——と述べています。理由は、障害者自立支援法の新体系では地域で生活し、働くことを促進していくなどの観点からと説明しています。

「課題」を踏まえた「論点案」としては

①旧体系の施設が新体系へと移行する際、安定的に運営できるよう更に配慮が必要ではないか。

②入所授産施設の新体系への移行について、現に入所している者への対応

を含め、その後の在り方について、地域での生活や就労を促進していくという障害者自立支援法の趣旨を踏まえつつ、どのように考えるか——を指摘しています。

参考資料では、旧体系、新体系ごとの利用者数、一人当たりの総費用額などが示されています。

#### 4 障害程度区分

「現状」では、障害程度区分認定状況調査と二次判定上位区分変更率が示されています。

「課題」の1では、障害程度区分の見直しについて3点を指摘しています。

- 知的障害者や精神障害者の障害程度区分が一次判定で低く判定される傾向にあり、二次判定との乖離が相対的に大きくなっている。
- 障害特性をより反映した障害程度区分となるよう、現行の障害程度区分を

見直すべきとの意見がある。

- なお、障害程度区分の開発については、相応の時間を要する。

「課題」の2としては、

- 市町村審査会の二次判定について、ばらつきがあるとの意見がある。
- 市町村等の認定調査員について、障害特性の理解が不十分との意見がある。

ここでの「論点案」は

- ① サービスの公平な利用や市町村間のバラつきの是正のために、引き続き客観的尺度としての障害程度区分が必要ではないか。ただし、現行の障害程度区分は知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映したものに見直す必要がある。
- ③ 二次判定の平準化や認定調査に資するよう障害特性の理解の向上等を目的とした研修や判定事例の提供等を引き続き実施すべきではないか。

と2点を指摘しています。

次に、「障害程度区分によるサービス利用者の範囲の在り方」では、みなさんの関心が最も高いところですから、「課題」と「論点案」の全文を紹介いたします。

「課題」

- 地域の状況等により地域生活への移行準備が整わない者等について、平成24年4月以降どのように対応するかについて検討が必要となっている。
- 更に、新規入所者の要件を考える際に、障害程度区分が4（50歳以上は3）よりも低い者であっても、ケアホームやグループホームでの受入れ等が直ちに困難な者（その時点では小規模での集団生活になじまない者等）が存在するとの指摘がある。

「論点案」（障害者支援施設の入所の要件）

- 現に施設に入所している者であって、新体系の施設の入所の要件（障害程度

区分) を満たさない者について、地域移行を進めつつ、経過措置期間が終わる平成24年4月以降について、どのような対応が考えられるか。

また、新体系の施設への入所の要件について、障害者の地域での自立した生活を支援するという障害者自立支援法の趣旨を踏まえつつ、どのように考えるか。

障害者部会での論議は、議事録を読んでから再度、紹介することにして、現に施設入所中の障害者はどうなるのかについての、三つの見解を紹介しておきます。

平成18年12月6日 衆議院厚生労働委員会での柳澤厚生労働大臣の答弁

既存の施設入所者の方につきましては、これまでの生活が激変することがないように、障害程度区分にかかわらず、5年間は現に入所されている施設を引き続き利用できるとの経過措置を講じているところでございます。

今後、新体系サービスの実施状況や障害程度区分の判定状況等を踏まえて、法附則の規定にある3年後の見直しに向けまして、まず早急に着手していく、このことをまず考えております。

いずれにせよ、ご指摘のとおり、既存の施設入所者が追い出されて行き場がないなどというようなことは決してしないよう適切に対処してまいりたい、このように考えております。

平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

○障害程度区分の見直しについては、早急に実態調査に着手するとともに、知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映した調査項目を判断基準となるよう大幅な見直し。

○障害程度区分に応じたサービス提供の仕組みの在り方については、

地域移行の推進、本人や家族の置かれている環境や意見を踏まえた選択、公共性やサービスの必要性等の視点から検討。

○その際、現に入所している者については、希望すれば継続して利用できるよう対応。

平成20年7月22日 障害児支援の見直しに関する検討会

○支援の継続性を確保するための措置や現在入所している者が施設から退所させられることがないようにする措置など、移行に当たっての十分な配慮が必要と考えられる。

○現在入所している者については、移行によって施設から退所させられることがないようにする。

○重症心身障害児施設について、他の障害児施設と同様の見直しを行う場合については、現に入所している者について施設から退所させられることがないようにするなど。（以下、省略）

以上、★サービス体系、★障害程度区分について、提出資料を紹介してきました。

最後に、障害程度区分見直しのスケジュールをみておきます。

- 平成20年度
  - ★実態調査に関する関係団体との調整
  - ★実態調査の実施
- 平成21年度
  - ★実態調査の実施（継続）
  - ★収集したデータの分析
- 平成22年度
  - ★新たな一次判定理論を構築
  - ★新たな障害程度区分判定基準の開発
- 平成23年度
  - ★22年度に開発したソフトにより一部市町村で試行
  - ★試行事業の結果を検証

★ソフトの修正及び完成ソフトの配布

⇒⇒新区分の施行

(平成20年11月9日 記)

了